

行政不服審査制度の見直し方針と20年法案との比較（主なもの）

I 行政不服審査法の改正

現行法	20年法案	今回の見直し方針
1. 不服申立構造		
(1) 基本構造		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求 (審査庁は原則として直近上級行政庁) ・ 異議申立て (処分庁が簡易な手続で見直し。原則として上級行政庁がない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○最上級行政庁（大臣等）への審査請求に一元化 (審査庁は、原則として最上級行政庁。上級行政庁がないときは処分庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。
(2) 例外		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量処分等に関して、例外的に異議申立てを審査請求に前置 	<ul style="list-style-type: none"> ○例外的に、審査請求前に処分庁が簡易に見直す手続（再調査の請求）を規定 ※審査請求に前置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。 ※審査請求と再調査の請求は自由選択
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再審査請求 (委任に基づく処分の場合／法律に特別の定めがある場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全廃 	<ul style="list-style-type: none"> ●救済手法として意義を有すると認められる場合には存置 ※訴訟と再審査請求は自由選択
(3) 不作為の不服申立て		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求を認容する場合には、裁決で、申請に対して何らかの行為をすべきことを命ずる旨を宣言 (不作為庁に対し事務処理の促進を図る制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○審査請求を認容する場合に、申請を認容するか拒否するかを判断し、裁決で、一定の処分をすべき旨を命ずることができる。 (争訟の一回的解決を図るための制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。
(4) 不服申立人適格		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不服がある者 (行訴法の「法律上の利益がある者」と同一範囲との解釈・判例) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行規定を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。

2. 審理体制		
(1) 審理の主宰者		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査庁 (その職員に審理手続の一部を行わせることができる。) <p>※審理手続等を行う者について規定なし。 (処分に関与した者が審理をする可能性も排除されない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審理員（審査庁に所属する職員のうちから事案毎に指名された者）が審理 ○ 処分関係者等は除斥 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。
(2) 第三者機関		
<p>※第三者機関への諮問について規定なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審理手続終了後、原則として、有識者からなる第三者機関（国にあっては総務省の行政不服審査会地方公共団体にあっては当該団体の合議制機関）に諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。 ※<u>審査請求人が希望しない場合等について、諮問対象外とする。</u> ※<u>地方公共団体については、共同設置、他団体への委託、臨時に委員を任命する方式等の選択肢を用意</u>

現行法	20年法案	今回の見直し方針
3. 審理手続		
(1) 客観的かつ公正な審理		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明書提出は審査庁の判断。異議申立てには弁明書の規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弁明書提出の義務化、口頭意見陳述における処分庁等への質問権、参加人の意見書提出権などを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分庁から提出された書類等物件の閲覧が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処分庁、他の参加人及び第三者から提出された書類等物件の閲覧が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処分庁、他の参加人及び第三者から提出された書類等物件の閲覧及び謄写が可能
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審理員意見書の作成、意見書等と異なる裁決をする場合の理由記載などを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。
(2) 審理の迅速化		
<ul style="list-style-type: none"> ※ 特段の規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準審理期間の設定・公表、複雑な案件等に審理事項・手順を整理する手続などを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。
4. 不服申立期間		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 60日以内 (やむを得ない理由がある場合を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3か月以内 (正当な理由がある場合を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年法案と同じ。
5. その他		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 不服申立ての手続き、不服申立ての処理状況等に関する情報の提供に関して、努力義務を規定

II 行政手続法の改正

現行法	20年法案	今回の見直し方針
1. 処分等の求め		
	○何人も、書面で具体的な事実を摘示して、法令違反の是正のためになされるべき処分又は行政指導を求めることができる制度を新設	・20年法案と同じ。
2. 行政指導の中止等の求め		
	○法令違反の是正を求める行政指導（法律に根拠があるものに限る）を受けた者は、当該行政指導が法律の要件に適合しないと思量する時に、当該行政指導の中止等を求めることができる制度を新設	・20年法案と同じ。

III 関係法令の扱い

現行法	20年法案	今回の見直し方針
1. 裁定的関与		
※地方公共団体の処分について、地方自治法等の個別法に基づき、国等に審査請求又は再審査請求することができる仕組み（「裁定的関与」と呼ばれている。）がある。	○裁定的関与に係る不服申立てについては、改正前の旧法を適用（新法の適用は、地方分権の議論を待って対応する趣旨）	●裁定的関与に係る不服申立てについても、改正後の新法を適用
2. 不服申立て前置		
※不服審査の後でしか裁判に行けないとする特例規定が多数の法律に存在 （行政訴訟法上の原則は、訴訟と不服申立ては自由選択）	※特段の措置なし。	●特例規定を廃止・縮小